

経営会議の内容

件 名	コンビニエンスストアでの証明書交付について
所 管 部	市民経済部
日時・場所	平成27年 2月13日（金） 9：45 ～ 10：25 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、議会事務局長、市民課長
提 出 理 由	コンビニエンスストアでの証明書交付を実施するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 個人情報保護審査会の答申は受けているのか （所管部）平成26年8月8日に、大和市個人情報保護条例第14条に定める「オンライン結合による個人情報の提供」について、「適当である」との答申を受けている。 ・ コンビニ交付にも利用できる個人番号カードについて、市民へカード交付の普及啓発は行っていくのか。 （所管部）市の広報誌やホームページ等でPRしていく。 ・ 市窓口以外での証明書交付については、今後どの程度まで利用率が上がる見込みなのか。 （所管部）現在、自動交付機での証明書交付割合は全体の3.9%程度である。コンビニ交付により、今後増えていく可能性もあるが、個人番号カードがどの程度普及するかによって、利用率も変わってくると考えている。 ・ 現在、土日に開庁し行っている証明書交付の窓口業務について、コンビニ交付を実施することで、影響はあるのか。 （所管部）コンビニ交付は住民票の写しと印鑑登録証明書の2種類の交付を対象としている。土日に利用されるサービスとしては転入・転出届や印鑑登録等が多いので、特段の影響はないと考えている。 ・ 個人番号制度の開始により、行政手続きが効率化されて証明書類が必要なくなることはあるのか。 （所管部）現時点では、そのような予定はない。 ・ 個人番号カードを利用したコンビニ交付について、新たな条例制定の必要がないということだが、条例改正を行う必要があるのはどのようなものなのか。 （所管部）コンビニ交付は、本市として個人番号を利用するのではなく、地方公共団体情報システム機構が行うため、新規の条例制定は必要ない。 ・ 個人番号カードが普及し、コンビニ交付を利用する人が増えれば窓口業務量の軽減につながる。利用のメリットと利用方法の周知について、今後も検討して取り組むこと。
会議結果	案のとおり、進めていく。